当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、東北地方整備局総務部経理調達課（〒980―0013 宮城県仙台市青葉区花京院１－１－20　電話022―716―0013）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⑿　工事の実施にあたっては、東日本大震災による被災者等の積極的な雇用に配慮すること。なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適切かつ遅延なく行われるよう配慮すること。

⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shuuichi Tsuda Vice Director-General, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the Contract : Construction works which is a disaster recovery of the breakwater (south part) at Wankou area, Port of Ofunato

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 16 : 00　5 June 2015

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00　26 June 2015 (tenders brought with 12 : 00　26 June 2015 or submitted by mail : 12 : 00　26 June 2015)

⑹　Contact point for tender documentation : Naokazu Hamada, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 1―1―20 Kakyouin, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref. 980―0013 Japan. TEL 022―716―0013

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 27 年 5 月 26 日

契約責任者　日本郵便株式会社
管財室担当執行役員　井上　　進

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新道央郵便処理施設（仮称）新築工事

⑶　工事場所　北海道札幌市東区東雁来町地内

⑷　工事内容　郵便専用施設の新築工事。敷地面積　約51,000㎡　構造　プレキャストプレストレストコンクリート造　地上５階　規模　延床面積　約65,500㎡　用途　郵便専用施設

⑸　工期　平成29年４月10日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート31,130㎥、鉄骨2,450ｔ、鉄筋3,440ｔ、ＰＣ材8,800㎡、板ガラス1,500㎡、ガス式マルチエアコン室外機66台、電気式パッケージ空調機室外機８台、屋内型キュービクル（28面、変圧器14台（計4,500KVA））、エレベーター５基、油圧リフト４基

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。詳細は入札説明書による。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号））に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　取引先の資格

次の⑴及び⑵に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者（以下「単体参加者」という。）又は、次の⑴から⑶までの要件をすべて満たす者により構成され、かつ⑷の要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　単体参加者及び共同企業体のすべての構成員に求める要件

①　次のア、イ及びウに該当しない者であること。

ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ　次の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。㋐契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者　㋑公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者　㋒競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者　㋓監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者　㋔正当な理由がなくて契約を履行しなかった者　㋕その他、当社に損害を与えた者

ウ　ア及びイに掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。㋐日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「日本郵政グループ各社」という。）が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者　㋑日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者　㋒その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続の終結を決定した者を除く。）でないこと。

③　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知（取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から１年７か月前までの日を審査基準日とするものに限る。）を受けていること。

④　申込書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省北海道開発局又は北海道から指名停止を受けていないこと。

⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　単体参加者及び共同企業体の代表者

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

①　建設業法第27条の29に基づく建築一式の総合評定値が1,200点以上、電気の総合評定値が900点以上及び管の総合評定値が900点以上の全てについて通知を受けていること。

②　入札説明書に示す建物用途の建物で、平成17年度以降に元請けとして完成した、次の要件を満たす工事の施工実績をそれぞれ有すること。ただし、同一の工事でもよい。

ア　プレキャストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上４階建て以上かつ延床面積が53,000㎡以上の建物の新築又は増築工事。ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。

イ　積層ゴムアイソレータによる免震構造の施工を含む工事

③　次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級建築施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者を言う。